

2021年12月10日

お客さま各位

2015年（平成27年）12月末以前から、投資信託・債券（公共債）
口座を開設されているお客さまへマイナンバーお届けのお願い

日頃は弊行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

2015年（平成27年）12月末以前から当行に投資信託・債券（公共債）口座を
開設されているお客さまで、弊行へのマイナンバーのお届けがお済みでないお客さまは、
2022年（令和4年）1月1日以降、最初に投資信託等の売却代金や分配金等の支払を
受けられる時までにマイナンバーのお届けが必要となります。

投資信託・債券（公共債）口座を開設されているお客さまは、法令によりマイナンバー
のお届けが義務付けられておりますので、2021年（令和3年）12月末までに弊行へ
マイナンバーのお届けをお願いいたします。